

令和7年6月19日改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) いじめに対する基本的な考え方

「小金井市いじめ防止基本方針(令和7年1月14日改訂)」を受け、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであるという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめ撲滅に向けた未然防止・早期発見・早期対応に一丸となり取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

・生活指導夕会(毎週金曜日)
・校内・いじめ対策委員会(毎月)
・週番見守り

・学年会(随時)
・生活指導部会(毎月)

・ケース会議(随時)
・いじめ対策ブロック会、全体会(年3回)

未然防止・早期発見

早期対応
重大事態への対処

3 いじめ未然防止のための取組

【学級経営の充実】

- いじめは重大な人権侵害であり、人として絶対に許されない行為であることを周知徹底する。
- コミュニケーション能力を高める授業や、いじめの実態把握アンケートの結果を生かし、児童の実態を十分に把握して、よりよい学級経営に努める。
- 「わかる・できる・いかに」授業の実践に努め、児童一人一人が達成感や充実感をもてる授業を実践する。
- 学年による打ち合わせを密に行い、学年内の共通理解に努め、同じ意識をもって児童の指導にあたる。
- 「小金井市子どもの権利に関する条例」、「小金井市いじめ防止対策推進条例」を周知する。

【道徳教育の充実】

- 道徳の時間を要として、児童の自己肯定感を高める。
- 学校の全教育活動を通じた道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- あいさつ運動やふれあい月間に、学校全体で取り組むとともに、道徳の時間であいさつの大切さや言葉の使い方についての教材を取り上げ、指導に生かす。

【インターネットを通じた、いじめに対する対策】

- 児童のインターネットに関する使用状況の実態把握に努めるとともに、情報モラル教育を実践する。

【相談体制の整備】

- いじめの実態把握アンケートやWeb-QUの結果の考察と対応策(学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点)を考え、生活指導ブロック会を行い、共通理解を図る。児童理解を深めるために教職員の研修を行う。
- いじめの実態把握アンケート後に学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解を深める。
- 児童、保護者に多様な方法で相談できる窓口を、文書やHP、朝会、保護者会等で随時周知する。

【学校相互間の連携協力体制の整備】

- 幼稚園、保育所、学童保育所、児童館と情報交換を行う。中学校とは情報交換に加え、ピンクシャツデー等の児童会の活動に共同で取り組む。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、地域、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図る。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応をする。また、スクールカウンセラーや子供オンブズパーソン、電話相談等の窓口の活用について繰り返し周知を行い、相談しやすい環境を整え、多面的な情報収集にあたる。必要に応じて、教育相談室、こども家庭センター、民生児童委員、中学校や児童発達支援センターなどの関係諸機関とも連携し、早期発見に努める。

(2) ふれあい月間(いじめ防止対策強化月間)において、いじめの実態把握アンケートを実施

毎学期、いじめの実態把握アンケートを実施する。アンケート結果をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。また、随時、保護者との希望制の面談も併せて行う。

休み時間や放課後の活動の中で児童の様子に目を配り、交友関係や悩みを把握する。

5 いじめに対する早期対応

- いじめを発見した場合、又はいじめに関する報告を受けた場合、速やかに校長・副校長・生活指導主任・学年主任に報告し、聴き取り、アンケート調査等により迅速に事実を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、組織的に対応する。
委員会のメンバーは、管理職、生活指導主任、養護教諭、学年主任、担任、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及びその背景を理解した支援やその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、関係する児童が別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- いじめが犯罪行為として取り扱うべきと認められる事案については、市教育委員会及び警察署等に報告して対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

(2) 重大事態への対処

- いじめられた児童の安全を確保するとともに、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との適切な連携を図る。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。